



発行 東京都

目次

24

条 例

- 東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例……………（総務局）…三
- 東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都職員定数条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例……………（同）…八
- 東京都行政手続条例の一部を改正する条例……………（デジタルサービス局）…八
- 東京都人事委員会委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都人事委員会）…九
- 東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例……………（東京都選挙管理委員会）…九
- 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…九
- 東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都監査委員）…九
- 東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正

条例のあらまし

する条例……………（財務局）…二〇

○東京都都税条例の一部を改正する条例……………（主税局）…二〇

●東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例（条例第三号）

- 一 東京都知事及び副知事の給料月額を引き上げます。
- （一） 知事
 - 月額 一、四七六、〇〇〇円 ↓ 一、五二七、〇〇〇円
 - （二） 副知事
 - 月額 一、二〇五、〇〇〇円 ↓ 一、二三八、〇〇〇円
- 二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第四号）

- 一 東京都附属機関の構成員の報酬の限度額等を引き上げます。
 - 勤務一日につき 三五、九〇〇円 ↓ 三六、九〇〇円
- 二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（条例第五号）

- 一 非常勤職員の報酬の限度額を引き上げます。
 - （例） 参与
 - 月額 三三八、〇〇〇円 ↓ 三四七、〇〇〇円
- 二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●東京都職員定数条例の一部を改正する条例(条例第六号)

一 職員の定数を改めます。

区分	改正後(人)	改正前(人)	増(△)減
知事部局	一九、七六五	一九、五五八	二〇七
公営企業	一二、七六〇	一二、八二三	△六三
議会・行政委員会	一、一六七	一、一四五	二二
合計	三三、六九二	三三、五二六	一六六

二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第七号)

- 一 特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改めます。
- 二 この条例は、令和八年四月一日ほかから施行します。

●市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第八号)

- 一 市町村が処理する事務の範囲に係る規定を改めます。
- 二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例(条例第九号)

- 一 特別区の行政に要する経費の測定単位ごとの単位費用の額を改めます。
- 二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例(条例第一〇号)

- 一 基金の額を改めます。
三三三、九三〇、六七二千円 ↓ 三二二、三四六、三〇五千円

二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●東京都行政手続条例の一部を改正する条例(条例第一一号)

- 一 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和五年法律第六三号)の施行による行政手続法(平成五年法律第八八号)の改正を踏まえ、聴聞の通知の方式を改めるほか、所要の改正を行います。

二 この条例は、令和八年五月二日から施行します。

●東京都人事委員会委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第一二号)

- 一 東京都人事委員会委員の給料及び報酬の額を引き上げます。
(例) 常勤の委員の給料

月額 八七三、〇〇〇円 ↓ 八九七、〇〇〇円

二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例(条例第一三号)

- 一 東京都選挙管理委員及び東京都選挙管理委員補充員の報酬の額を引き上げます。
(例) 委員長

月額 五三〇、〇〇〇円 ↓ 五四五、〇〇〇円

二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(条例第一四号)

- 一 選挙長等の報酬の額を引き上げます。
(例) 選挙長

月額 一一、五〇〇円 ↓ 一一、八〇〇円

二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第一五号)

一 東京都監査委員の給料及び報酬の額を引き上げます。

(例) 常勤の識見監査委員の給料

(一) 代表監査委員

月額 八七三、〇〇〇円 ↓ 八九七、〇〇〇円

(二) その他の監査委員

月額 八五七、〇〇〇円 ↓ 八八一、〇〇〇円

二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第一六号)

一 東京都議会議員の議員報酬の額を引き上げます。

(例) 議長

月額 一、二八八、〇〇〇円 ↓ 一、三二四、〇〇〇円

二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●東京都都税条例の一部を改正する条例(条例第一七号)

一 電気自動車等に対する自動車税の種別割の課税免除措置を令和一三年三月三十一日まで継続します。

二 商業地等に係る固定資産税・都市計画税の負担水準が六五パーセントを超える場合に、六五パーセントの水準まで税額を減額する措置を、令和八年度も継続します。

三 小規模住宅用地に係る都市計画税を二分の一とする軽減措置を、令和八年度も継続します。

四 この条例は、令和八年四月一日ほかから施行します。

条 例

東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三号

東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

東京都知事等の給料等に関する条例(昭和二十三年東京都条例第二百二号)の一部を次のように改正する。

別表(一)中「一、四七六、〇〇〇円」を「一、五一七、〇〇〇円」に、「一、二〇五、〇〇〇円」を「一、二三八、〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第四号

東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年東京都条例第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「三万五千九百円」を「三万六千九百円」に改める。

別表中「一万五千七百円」を「一万六千円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第五号

非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和三十一年東京都条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

別表一中「三三八、〇〇〇」を「三四七、〇〇〇」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

東京都職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第六号

東京都職員定数条例の一部を改正する条例

東京都職員定数条例(昭和二十四年東京都条例第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表一の項中「一九、五五八人」を「一九、七六五人」に改め、同表一の項中「六、七三九人」を「六、七七六人」に、「三、五六三人」を「三、四六三人」に、「二、八二三人」を「二、七六〇人」に改め、同表五の項中「二六人」を「二七人」に改め、同表六の項中「九〇人」を「八九人」に改め、同表七の項中「八〇九人」を「八三一人」に改め、同表合計の項中「三三三、五二六人」を「三三三、六九二人」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第七号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成十一年東京都条例第六百六号)の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項を次のように改める。

一 削除

第二条の表二の項ル中「ヌ」を「カ」に改め、同項中ルをヨとし、ニからヌまでをチからカまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 法第二十八条第二項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二十七条の五第一項の規定による通知の受理

ホ 法第二十八条第二項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二十七条の五第二項の規定による園児の状況その他の通知等に係る事実を確認するための措置

ヘ 法第二十八条第二項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二十七条の五第三項の規定による設置者に対する指導又は助言その他の園児の安全な環境を確保するために必要な措置

ト 法第二十八条第二項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二十七条の六第一項の規定による同法第二十

七条の五第二項又は第三項に規定する措置の内容、当該措置に係る園児の状況等の報告

第二条の表七の項の次に次のように加える。

七の二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する

法律（平成十二年法律第五十七号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ 法第十条第一項の規定による特定開発行為の許可

ロ 法第十三条（法第十七条第四項において準用する場合を含む。）

の規定による許可における条件の付加

ハ 法第十五条（法第十七条第四項において準用する場合を含む。）

の規定による特定開発行為に係る国又は地方公共団体との協議

ニ 法第十六条第二項（法第十七条第四項において準用する場合を含む。）

の規定による許可又は不許可の通知

ホ 法第十七条第一項の規定による特定開発行為の変更の許可及び同

条第三項の規定による軽微な変更の届出の受理

ヘ 法第十八条第一項の規定による対策工事等の完了届の受理、同条

第二項の規定による検査及び検査済証の交付並びに同条第三項の規

定による対策工事等の完了の公告

ト 法第二十条の規定による対策工事等の廃止の届出の受理

チ 法第二十一条の規定による監督処分

リ 法第二十二条第一項の規定による立入検査

ヌ 法第二十三条の規定による報告又は資料の提出の要求、助言及び

勧告

各特別区

第二条の表二十三の項を次のように改める。

二十三 東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例（令和八

年東京都条例第三十一号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

各特別区

イ 条例第四条第一項及び第二項の規定による宅地開発区域内における無電柱化の実施計画の届出の受理

ロ 条例第四条第三項の規定による宅地開発区域内における無電柱化

の実施計画の変更の届出の受理

ハ 条例第五条第一項及び第二項の規定による報告の要求又は調査

ニ 条例第六条第一項の規定による助言

ホ 条例第六条第二項から第四項までの規定による指導又は勧告

ヘ 条例第七条第三項の規定による公表及び同条第四項の規定による

意見を述べる機会の付与

第二条の表三十五の三の項中「平成十八年法律第七十七号。」を削り、同項中「カ及びソ」を「ソ及びラ」に改め、同項中ネをウとし、ワからツまでをレからムまでとし、ヲの次に次のように加える。

ワ 法第二十七条の五第一項の規定による通知の受理

カ 法第二十七条の五第二項の規定による園児の状況その他の通知等

に係る事実を確認するための措置

ヨ 法第二十七条の五第三項の規定による設置者に対する指導又は助

言その他の園児の安全な環境を確保するために必要な措置

タ 法第二十七条の六第一項の規定による法第二十七条の五第二項又

は第三項に規定する措置の内容、当該措置に係る園児の状況等の報

告

告

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第二条の表二十三の項の改正規定は、東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例（令和八年東京都条例第三十一号）の施行の日から施行する。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布す

る。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第八号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

例

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項を次のように改める。

一 削除

第二条の表二の項ル中「ヌ」を「カ」に改め、同項中ルをヨとし、ニからヌまでをチからカまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 法第二十八条第二項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の

総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十七条の五

第一項の規定による通知の受理

ホ 法第二十八条第二項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の

総合的な提供の推進に関する法律第二十七条の五第二項の規定による園児の状況

その他の通知等に係る事実を確認するための措置

ヘ 法第二十八条第二項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の

総合的な提供の推進に関する法律第二十七条の五第三項の規定による設置者に対

する指導又は助言その他の園児の安全な環境を確保するために必要な措置

ト 法第二十八条第二項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の

総合的な提供の推進に関する法律第二十七条の六第一項の規定による同法第二十

七条の五第二項又は第三項に規定する措置の内容、当該措置に係る園児の状況等

の報告

第二条の表五の二の項中「町田市」を「八王子市、町田市」に改め、同表二十八の項中「平成十八年法律第七十七号。」を削る。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第九号

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例

る条例

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第十条関係）

一 経常的経費

経費の種類	測定単位	単位費用
一 議会総務費	人口	一人につき 三九、五〇一円
二 民生費		
1 社会福祉費	人口	一人につき 一六、八〇一円
2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき 七六、六九二円
3 生活保護費	被保護者数	一人につき 一九一、五四三円
4 児童福祉費	十八歳未満人口	一人につき 一七九、三四六円
5 国民健康保険事	被保険者数	一人につき 一五、三八〇円

業助成費		6 後期高齢者医療 制度事業助成費	被保険者数	一人につき	八二、〇八五円
三 衛生費		1 衛生費	人口	一人につき	一二、一二四円
四 清掃費		1 清掃総務費	人口	一人につき	四九五円
2 収集作業費		人口	一人につき	六、一六五円	
3 収集車両費		人口	一人につき	一、六六一円	
4 処理処分費		人口	一人につき	三、〇〇〇円	
五 経済労働費		1 生活経済費	人口	一人につき	四八〇円
2 産業経済費		事業所数	一箇所につき	六〇、一六七円	
六 土木費		1 建築公害費	人口	一人につき	二、八〇二円
2 都市整備費		人口	一人につき	一、二一六円	
3 道路橋りよう費		道路面積	一平方メートルにつき	一三五円	
4 公園費		公園面積	一平方メートルにつき	一、六五七円	
七 教育費		1 小学校費	児童数	一人につき	六四、二七七円
		学級数	一学級につき	一、二五〇、五七九円	
		学校数	一校につき	一三四、三〇六、四一五円	
2 中学校費		生徒数	一人につき	六八、七〇三円	
		学級数	一学級につき		

二 投資的経費		八 その他諸費	人口	一人につき	六、八九五円
		1 公債費	元利償還金	一円につき	一円
		2 財産費	年度支払額	一円につき	一円
		3 その他行政費	人口	一人につき	一七、七二〇円
二 投資的経費		3 その他の教育費	学校数	一校につき	一、六〇六、六七六円
		幼稚園数	児童生徒数	一人につき	一三一、一二〇、二二七円
		人口	一箇所につき	三四、九九九円	
		人口	六、四五二、三四五円		
一 経費の種類		測定単位	単位費用		
一 議会総務費		人口	一人につき	三、二四二円	
1 議会総務費		人口	一人につき	一、一三〇円	
二 民生費		人口	一人につき	一四、九二九円	
1 社会福祉費		六十五歳以上人口	一人につき	五〇、六〇四円	
2 老人福祉費		十五歳未満人口	一人につき	八二五円	
3 児童福祉費		人口	一人につき	四六七円	
三 衛生費		人口	一人につき	三、〇八三円	
1 衛生費		人口	一人につき	五〇八円	
四 清掃費		人口	一人につき		
1 収集作業費		人口	一人につき		
2 処理処分費		人口	一人につき		
五 経済労働費		人口	一人につき		
1 生活経済費		人口	一人につき		

六 土木費			
1 建築公費	人口	一人につき	一、六〇二円
2 都市整備費	人口	一人につき	二一九円
3 道路橋りょう費	道路面積	一平方メートルにつき	一八〇円
4 公園費	人口	一人につき	二、一〇五円
七 教育費			
1 小学校費	学校数	一校につき	二六七、九四二、八五〇円
2 中学校費	学校数	一校につき	二七九、八九七、六四四円
3 その他の教育費	児童生徒数 園児数 人口	一人につき 一人につき 一人につき	一三、九二五円 二二五、七五〇円 五、二二八円

附則
この条例は、令和八年四月一日から施行する。

東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例を公布する。
令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第十号

東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例
東京都区市町村振興基金条例（昭和四十四年東京都条例第八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「三千百三十九億三千六十七万二千円」を「三千百二十三億四千六百三十万五千円」に改める。

附則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都区市町村振興基金条例第三条に定める額のうち、二百八十九億四千九百三十五万三千円は特別区への貸付けに、二千八百三十三億九千六百九十五万二千円は市町村への貸付けに運用するものとする。

東京都行政手続条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第十一号

東京都行政手続条例の一部を改正する条例

東京都行政手続条例（平成六年東京都条例第四百二十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第三項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第十六条第一項中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

第二十二条第三項中「第十五条第三項」及び「同条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と」の下に「同項中」を加え、「掲示を

始めた日から二週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を、「、当該措置を開始した」に改める。

第二十九条中「第十五条第三項及び」の下に「第四項並びに」を加え、「同項第三号」を「同条第四項中「第一項第三号」に、「同条第三号」を「第二十八条第三号」に、「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に、「第十五条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年五月二十一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都行政手続条例第十五条第三項及び第四項（これらの規定を同条例第二十二條第三項（第二十五条において準用する場合を含む。）及び第二十九条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

東京都人事委員会の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第十二号

東京都人事委員会委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
東京都人事委員会委員の給与等に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「八十七万三千元」を「八十九万七千元」に改め、同条第二項中「五十三万円」を「五十四万五千元」に、「四十三万五千元」を「四十四万七千元」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第十三号

東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例（昭和二十二年東京都条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表中「五三〇、〇〇〇円」を「五四五、〇〇〇円」に、「四三五、〇〇〇円」を「四四七、〇〇〇円」に、「二六、六〇〇円」を「二七、三〇〇円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第十四号

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十四年東京都条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「一万二千五百円」を「一万二千八百円」に、「九千円」を「九千二百円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第十五号

東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

東京都監査委員の給与等に関する条例(昭和三十九年東京都条例第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「八十七万三千元」を「八十九万七千元」に改め、同項第二号中「八十五万七千元」を「八十八万一千円」に改め、同条第二項中「四十三万五千元」を「四十四万七千元」に改め、同条第三項中「二十四万一千円」を「二十四万八千元」に改め、同条第四項中「一万六千九百元」を「一万七千四百円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第十六号

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和二十二年東京都条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「百二十八万八千元」を「百三十二万四千元」に、「百十六万二千元」を「百十九万四千元」に、「百七万三千元」を「百十万三千元」に、「百五万四千元」を「百八万三千元」に、「百三万六千元」を「百六万五千元」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

東京都都税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第十七号

東京都都税条例の一部を改正する条例

東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)の一部を次のように改正する。第十七条中「公示送達は、」の下に「公示事項(同条第二項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第一条の八第一項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「又は」を「若しくは」に、「揭示して」を「揭示し、又は公示事項を都税事務所等、都税総合事務センター若しくは都庁内に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができるとともに、措置をとることによつて」に改める。

第四十六条の二中「(昭和二十九年総理府令第二十三号)」を削る。

第四十八条の二十一、第四十八条の二十四第一項第二号及び第百三条の十四から第百三条の十六までの規定中「五年間」を「七年間」に改める。

附則第六条の四第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に、「及び次条」を「から附則第七条の二まで」に改める。

附則第十五条の二(見出しを含む。)中「令和七年度分」を「令和八年度分」に改める。

附則第二十条中「令和七年度分」を「令和八年度分」に改め、同条第一号中「同条第二号イ」を「同条第三号イ」に改める。

附則第二十条の二(見出しを含む。)中「令和七年度分」を「令和八年度分」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十七条及び第四十六条の二の改正規定並びに次項の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第一号)附則第一条第十二号に規定する日

二 第四十八条の二十一、第四十八条の二十四第一項第二号及び第百三条の十四から

第百三条の十六までの改正規定並びに附則第三項の規定 令和九年四月一日

(経過措置)

2 前項第一号に掲げる改正規定による改正後の東京都税条例第十七条の規定は、同号に定める日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

3 附則第一項第二号に掲げる改正規定による改正後の東京都税条例第四十八条の二十一、第四十八条の二十四第一項第二号及び第百三条の十四から第百三条の十六までの規定は、附則第一項第二号に定める日以後に使用が終わる帳簿の保存について適用し、同日前に使用が終わった帳簿の保存については、なお従前の例による。

4 この条例による改正前の東京都税条例（以下「旧条例」という。）附則第十五条の二の規定は、令和七年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。

5 旧条例附則第二十条及び附則第二十条の二の規定は、令和七年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

